

徳島市監査委員告示第7号

令和5年度に実施した随時監査（工事監査）に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年2月29日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	須見矩明

徳水整発第12号
令和6年2月13日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内藤 佐和子

令和5年度工事監査結果（令和6年1月9日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

上下水道局 水道整備課

<p>指摘事項</p>	<p>1 地盤改良工事</p> <p>独立基礎下部の地盤改良工事に関しては、設計図書図面番号 S-02 で仕様が明確に示されているが、一般部（土間下）の地盤改良工事に関して仕様が明記されておらず、何を目標としているのかの必要性に疑問がある。</p> <p>後日提示の構造計算書によると、設計荷重が明記されているが、設計図書では地盤改良に関する基準値の記載がなく、施工者側に明確に伝わっていないものと思われる。</p> <p>設計構造に関して、土間下地盤改良の設計趣旨はヒアリングの結果、余力としての採用とのことであったが、安全率に余裕を持たせる設計は発注者等の協議の結果採用させたのであれば、問題はないと考える。</p> <p>ただし、その場合でも採用するからには、目標強度等の仕様を明確とし、施工結果の評価ができるようにする必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>一般部（土間下）の地盤改良工事に関しての仕様については、設計図書で地盤改良材の添加量が 60kg/m^3 と示されていただけであり、地盤改良後の目標強度（一軸圧縮強度）が示されていなかったものである。</p> <p>これは、目標強度について設計根拠資料があるにもかかわらず、その内容確認が不十分であり設計者及び照査者の両者共に設計図書への記載がされていないことを見落としたのが原因である。</p> <p>再発防止策として、工事発注時に十分な積算・照査時間を確保するとともに、「営繕工事積算チェックマニュアル（国土交通省）」を活用した照査を行う等、設計図書の精度向上を図るよう課内会議で周知した。</p> <p>なお、地盤改良の構造計算書及び目標強度等の仕様については、設計者からヒアリングを実施したうえで図面を訂正し、施工者には地盤改良の設計趣旨、仕様について説明を行った。</p>

監査結果に基づく措置状況

上下水道局 水道整備課

<p>指摘事項</p>	<p>2 積算書、設計図書の照査・決裁</p> <p>積算業務は、設計業務に含まれており、今回は設計業務受託事業者により行われている。</p> <p>照査に関しては、市の担当部署に建築技術者が不足しているため、積算業務を行った設計業務受託事業者が実施し、市の担当部署による承認が行われている。</p> <p>積算数量の照査は、工事金額に大きく影響するため、作成者と照査する側は利害関係が発生しない第三者が担当することが求められている。作成者の所属機関の別組織が実施した場合、利害関係がグレーゾーンとなり、疑念が生じる可能性がある。</p> <p>公共工事であるため公明性が求められるので、是正すべきである。</p>
<p>措置状況</p>	<p>照査技術者は、「徳島市上下水道局公共工事設計業務等標準委託契約約款」第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者となる。また特記仕様書にも第三者による照査を求めていることから、設計図書を作成した同一組織の者が担当している。</p> <p>当局では、建築技術者は不在であり設計書の確認が不十分であったことも否めず、指摘事項 1 にみられるように設計図書の不備も確認された。</p> <p>今後の照査体制、注意点について以下 4 点の周知を図り運用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「営繕工事積算チェックマニュアル（国土交通省）」の活用 ② 土木工事と同様に複数職員による照査を実施するとともに、建築関連業務に従事した経験がある職員の照査も追加して実施。 ③ 大規模な案件については、発注者支援業務の導入 ④ 懸案が生じた場合には、市長部局の建築担当部署に助言を得るなどの連絡を図る。 <p>なお、本指摘事項についての措置として、本工事での施工監理業務を委託している 1 級建築士事務所において設計図書の照査を実施し、指摘事項以外には問題がないことを確認した。また工事受注者から「徳島市上下水道局公共工事標準請負契約約款」第 18 条に基づき設計図書に明示されていない施工条件等がありその確認が必要な事項はないか聞き取り調査を実施し、その必要がないことを確認した。</p>

監査結果に基づく措置状況

上下水道局 水道整備課

<p>指摘事項</p>	<p>3 施工計画書・施工図 土間下部の地盤改良工事に関して、品質管理の評価値が明記されておらず、何に対して施工管理（品質管理）を行うのかが不明である。</p>
<p>措置状況</p>	<p>本指摘事項は、指摘事項1のとおり、設計図書に管理値が示されていないのが原因ではあるが、工事請負者から提出された施工計画書の確認において、品質管理値が未掲載であることに施工監理者、担当者、係長、所属長が見落とししたことにも原因はある。</p> <p>再発防止策として、課内会議において本事例を報告するとともに、施工に関する疑問点については工程会議等で早急に確認すること、施工計画書等の確認においては、公共建築協会「建築工事施工チェックシート」等を活用し適切な工事監理に務めるよう周知した。</p> <p>指摘事項の措置として、地盤改良工事後となったが施工者には地盤改良の設計趣旨、仕様について説明を行い施工計画書の訂正を行った。</p> <p>なお、土間下部の地盤改良工事を施工した改良土の一軸圧縮試験強度は品質管理値を満たしていることは試験成績表により確認済みである。</p>